

学校施設使用における注意事項について

1. 使用時には1時間につき1枚の電灯券を開放員へ提出すること。
同じ時間帯に複数団体が半面ずつ利用する場合も、各団体1時間につき1枚の電灯券が必要。
2. 冬期間（12月～3月）は1回につき1枚の暖房券を開放員へ提出すること。
同じ時間帯に複数団体が半面ずつ利用する場合も、各団体1回につき1枚の暖房券が必要。
暖房使用時間が1時間に満たない場合でも、暖房券1枚が必要となります。
暖房を使用しない場合は、利用開始時に開放員へ申し出てください。その場合、暖房券の提出は不要。
ただし、学校によって仕様が異なります。タイマー設定で自動運転となっている場合は、ご提出が必要となります。
3. 練習試合、卒団式、レクレーション等の継続的な使用以外の用途による使用希望がある場合は、学校の許可を得ること。
4. 使用を中止する際は、前日までに警備会社へ連絡すること。
(翌日が平日の場合はメール、土・日曜日・祝日の場合は電話連絡)
5. 使用を開始・終了するときは、開放員に伝えること。
6. 運動中の水分補給を除き、学校敷地内で飲食をしないこと。
7. 学校敷地内（駐車場、車中を含む）で喫煙をしないこと。
8. 自動車で来校する際は、駐車場へ駐車すること。
駐車場以外、路上駐車および路上での乗り降りはしないこと。
9. 駐車場の除雪がされていない場合は、各自おこなうこと。なお、学校の除雪用具は使用できません。
10. 学校の物品や設備の破損に気が付いた際は、直ちに開放員へ報告すること。
11. 壁打ちなど、学校施設を傷つける危険のある行為はしないこと。一般のフットサル団体については、原則パス・ドリブル・フォーメーション練習のみの使用であり、ボールを強く蹴ることやシュート練習はできません。
12. 学校から使用許可の無い備品を無断で使用しない、触れないこと。
13. 体育館・トイレ・水飲み場以外の場所へ立ち入らないこと。
14. 活動終了後は、必ず使用箇所（体育館・トイレ・玄関等）の清掃を行い原状に回復したうえで、使用時間内に学校敷地内から退出すること。（次の団体に駐車場を譲ること）
15. 上・下半期の使用調整により使用決定した際は、速やかに【警備事業者へメール登録】および【開放学校使用許可申請】の手続きをおこなうこと。
16. 高校生未満の方は、19時以降の使用をご遠慮ください。

【お問い合わせ】

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1 帯広市役所8階

帯広市教育委員会

生涯学習部スポーツ室スポーツ課 担当:田中・岸浪

T E L : (0155) 65-4210

メール: open_school@city.obihiro.hokkaido.jp